

西興部村におけるオオハンゴンソウ等防除実施計画書

令和 8 年（2026年） 6 月 1 日策定

1 防除の対象

- (1) オオハンゴンソウ (*Rudbeckia laciniata*)
- (2) オオキンケイギク (*Coreopsis lanceolata*)
- (3) オオフサモ (*Myriophyllum aquaticum*)

2 防除を行う区域

西興部村全域 （図：「西興部村オオハンゴンソウ等防除地域」のとおり）

3 防除を行う期間

防除の確認の日から令和 1 8 年 3 月 3 1 日まで

4 生息等状況

(1) オオハンゴンソウ

1992年発行の「西興部宮の森の植物」（小川猛夫 著）の中で、「西興部村においてオオハンゴンソウは、1980年代後半に侵入が確認され、在来植物への影響が懸念されている」と記載されており、現在は西興部村内全域で発生が確認されている。観賞用として栽培されていたものが逸出し、野生化したことが原因とされ、道端や林内、農地付近をはじめ市街地でも見られる。ときに大群落も見られ、一部ではヤエザキオオハンゴンソウも確認されている。

(2) オオキンケイギク

観賞用として栽培されていたものが逸出し、野生化したことが原因とされ、道端や市街地付近で発生が確認されている。

(3) オオフサモ

西興部村内への侵入は確認されていない。

5 防除の目標

生態系等にかかる被害の防止を図るため、西興部村内のオオハンゴンソウ、オオキンケイギク及びオオフサモ（以下「オオハンゴンソウ等」という。）の生育状況、被害状況等を把握し、その状況に応じて完全排除又は影響の低減化を長期的な目標とし、生育域の拡大及び侵入・定着の阻止を図る。

6 防除の方法

西興部村に生育しているオオハンゴンソウ等について、以下の方法により効率的な防除に努める。

(1) 調査

防除を行う地域において、可能な限り詳細な生育状況及び被害状況等の情報収集を行い、生育域の環境、繁殖状況等を勘案し、必要に応じて防除を行う。

(2) 採取

計画的な防除として、地域の現状に応じて、確認されたオオハンゴンソウ等の抜き取り又は刈り取りを行うこととし、その際、次の事項に留意する。

- ア 防除の対象となる生物以外の生物の生息又は生育に支障がある期間及び区域は避けるよう配慮する。
- イ 生きている個体（種子を含む。）及び器官（オオハンゴンソウ及びオオキンケイギクは根。オオフサモは茎・根。）が周辺に飛散しないよう注意して行う。
- ウ 抜き取り及び刈り取りは、原則種子が形成される前までに行うこととし、種子が形成される時期以降に行う場合は、株毎に花序を取り去った後に行う等種子の飛散防止に努める。
- エ 表土のすき取りを行い、根や種子を除去する場合は、現地で根の深さを確認した上で、必要な深さまで行う。

(3) 防除により採取した個体等の処分

- ア 採取した個体等は、運搬又は保管時に周辺に飛散しないように、シートによる覆い、ビニール袋による梱包等を行うなど十分配慮する。
- イ 採取した個体等は、防除従事者等による個人的な持ち帰り及び野外への放置のないよう適切に管理する。
- ウ 採取した個体等は、一般廃棄物処理施設で焼却処分を行う。
- エ すき取り土は、可能な限りすき取り物（すき取った根等）と土砂に分別する。すき取り物は一般廃棄物処理施設で 20 cm以上の十分な覆土により埋立処分を行う。なお、分別した土砂は、根や種子が含まれていた場合の再生防止のため 20 cm以上の十分な覆土により埋立処分を行う。

(4) モニタリング

必要に応じて、生育状況及び被害状況をモニタリングし、防除の進捗状況を点検するとともに、その結果を防除の実施に適切に反映するよう努める。

7 防除従事者

- (1) 防除従事者は、村役場職員、村の工事、草刈等維持管理業務等の受注者又は受託者及びボランティア活動として防除を行う個人・団体とする。
- (2) 村（または敷地を管理する管理者）は、防除従事者に対し、防除の内容を具体的に指示するとともに、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づく防除の実施を証する「防除従事者証」（様式 1）を交付する。
- (3) 村（または敷地を管理する管理者）は、「防除従事者台帳」（様式 2）を作成し、適切に管理するとともに、原則として毎年 4 月に更新する。

- (4) 防除従事者は、防除の実施にあたり、防除従事者証を携帯し、地域住民等に説明を求められた場合には、防除の趣旨について説明するよう努める。
- (5) 防除従事者は、防除期間終了後 30 日以内に、村に防除従事者証を返納するとともに、「防除実施報告」(様式 3)により、防除の実施結果を報告する。

8 その他必要な事項

(1) 普及啓発

オオハンゴンソウ等の防除に係る理解の増進を図るため、ホームページなどの広報媒体による普及啓発を積極的に行う。

(2) 関係者との調整

防除に当たっては、関係地域住民等に防除の内容を事前に周知を図るとともに、防除を行う地域の住民、土地所有者、施設管理者等との調整及び合意形成に努める。

(3) 関係法令の遵守

防除の実施に当たっては、関係法令を遵守する。